

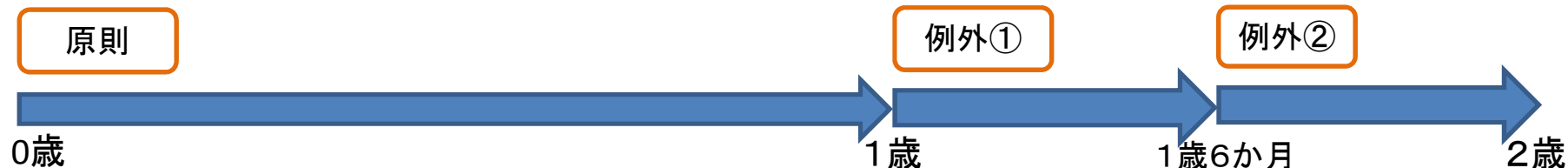
船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正の概要

改正内容

1. 育児休業期間の再延長

・保育所に入れない場合等の例外的な育児休業の延長期間について、現行の「最大1歳6か月まで」を「最大2歳まで」とする。
 ※有期契約労働者の育児休業取得については、2歳到達日までに労働契約が満了することが明らかでないことを要件とする

現行			改正後		
原則	1歳まで	—	原則	1歳まで	—
例外①	1歳6か月まで	1歳到達日後の育児休業が雇用の継続のために特に必要であるものとして次のいずれかに該当する場合 ・保育所等に入れない場合 ・配偶者の死亡等	例外①	1歳6か月まで	1歳到達日後の育児休業が雇用の継続のために特に必要であるものとして次のいずれかに該当する場合 ・保育所等に入れない場合 ・配偶者の死亡等
			例外②	2歳まで	1歳6か月到達日後の育児休業が雇用の継続のために特に必要であるものとして次のいずれかに該当する場合 ・保育所等に入れない場合 ・配偶者の死亡等



2. その他

・法改正に伴い、条項ずれ等の所要の改正を行う。

スケジュール

公布: 平成29年9月上旬

施行: 平成29年10月1日